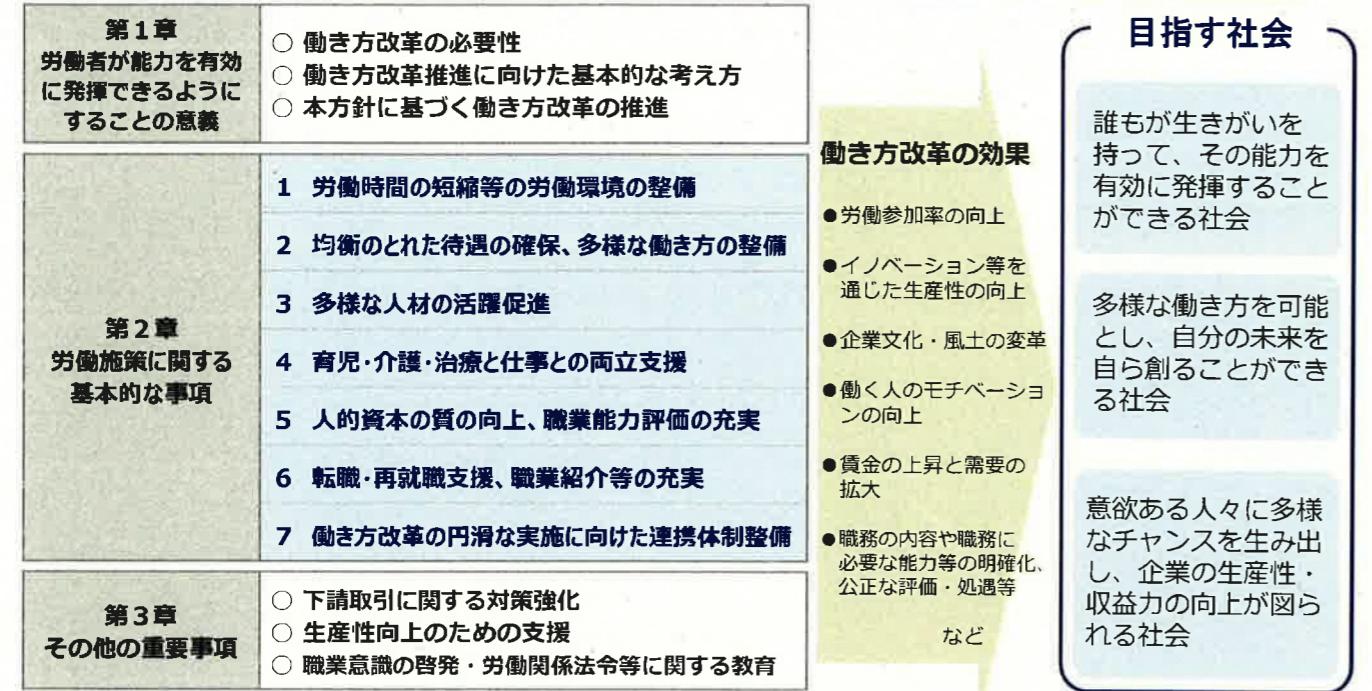


# 労働施策基本方針

- 本方針は、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(労働施策総合推進法)に基づき策定したものです。(平成30年12月28日閣議決定)
- 労働者がその能力を有効に発揮することができるようするため、働き方改革の意義やその趣旨を踏まえた「国の大労働施策に関する基本的な事項等」について示しています。

## 基本方針の内容と目指す社会



## 労働施策基本方針の概要

### 第一章 労働者が能力を有効に発揮できるようにすることの意義

- 1. 働き方改革の必要性
  - 誰もが生きがいを持ってその能力を最大限発揮することができる社会を創るために、働く人の視点に立ち我が国の労働制度の改革を行い、企業文化や風土を変え、働く一人一人が、より良い将来の展望を持ち得るようにすることが必要。
- 2. 働き方改革の推進に向けた基本的な考え方
  - 労働施策総合推進法の目的(※)や基本的理念を踏まえ、本方針に労働施策に関する基本的事項等を定めることにより、都道府県や市町村等と連携を図りつつ、労働施策を総合的に推進。  
(※)国は、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定や労働生産性の向上を促進すること等により、労働者の職業の安定や経済・社会の発展等に資すること。
- 3. 本方針に基づく働き方改革の推進
  - 本方針において示した基本的な考え方や中長期的な方向性に基づき、労働施策を総合的かつ継続的に推進。
  - 経済及び雇用情勢に加え、働き方改革実行計画のフォローアップの状況や本方針に定める諸施策の実施状況に応じて、変更の必要性があると判断した場合は、本方針を見直す。

### 第二章 労働施策に関する基本的な事項

- 1 労働時間の短縮等の労働環境の整備
  - 時間外労働の上限規制、年次有給休暇の時季指定・産業医・産業保健機能の強化等に関する周知徹底・履行確保
  - 年次有給休暇の円滑な取得に向けた環境整備
  - 勤務間インターバル制度の普及促進
  - 労働基準監督官によるべき行動規範の策定
  - 監督指導等に対する苦情の多様な形での受付
  - 監察官制度の活用による適正な権限行使の徹底
  - 過労死等の防止に向けた労働行政機関等における対策調査研究、啓発、相談体制の整備
  - 民間団体の活動に対する支援
  - 中小企業等がワンストップで相談できる体制の整備
  - 人材確保や生産性向上に向けた取組の支援
  - 働き方改革推進支援センターを中心とした丁寧な相談支援
  - 中小企業退職金共済制度の加入促進、勤労者財産形成促進制度の利用促進
  - 労働関係法令の周知、監督指導における中小企業等の事情に配慮した対応
- 2. 働き方改革の特性に応じた対策等の推進
  - 自動車運送業・建設業におけるガイドライン等を活用した長時間労働是正の環境整備
  - 医師における長時間労働是正に向けた検討
  - 鹿児島県・沖縄県の砂糖製造業に対する人材確保、省力化等に関する支援
- 3. 最低賃金・賃金引上げと生産性向上
  - 年率3%程度を目指した全国加重平均1,000円を目指した最低賃金引上げ
  - 中小企業等の生産性向上等の支援
- 4. 産業医・産業保健機能の強化
  - 長時間労働者に対する面接指導や健康相談等の企業における労働者の健康管理の強化
  - 産業保健機能の強化
- 5. 安全で健気に働く労働環境の整備
  - 労働災害防止計画の推進、迅速かつ公正な労働者災害補償保険制度の実施
- 6. 職場のハラスメント対策及び多様性を受け入れる環境整備
  - パワーハラスメント対策の周知啓発や強化に向けた検討
  - セクシャルハラスメント等に係る事業主の措置義務の履行確保や実効性確保のための検討
  - 職場における性的指向・性自認に関する正しい理解の促進

関係機関と連携し、市として主体的に取り組む項目

## 2 雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保、多様な就業形態の普及及び雇用・就業形態の改善

- (3)-②  
新 就業形態又は就業形態にかかわらない公正な待遇の確保など非正規雇用労働者の待遇改善
- 我が国が目指す同一労働同一賃金を実現するため、改正法の周知徹底や業界別導入マニュアルの普及
  - 非正規雇用労働者のキャリアアップの支援

- (2)  
正規雇用を希望する非正規雇用労働者に対する正社員転換等の支援
- 企業内における正社員転換の支援
  - 転職支援、能力開発支援等
  - 無期転換ルールへの円滑な対応に向けた支援

- (2)-③  
新 就業型テレワークの普及促進
- 相談窓口の設置・運営や助成金等による導入支援
  - 適正な労務管理のためのガイドラインの周知

- (3)  
柔軟な働き方をしやすい環境の整備
- 自営型テレワークの就業環境の整備のためのガイドラインの周知
  - 副業・兼業の普及促進及び制度的課題の検討
  - 雇用類似の働き方にに関する保護等の在り方についての中長期的な検討
  - 裁量労働制及び高度プロフェッショナル制度について、制度内容の理解促進や監督指導による履行確保

## 3 多様な人材の活躍促進

参考資料 2

(2)-②  
(1) 女性の活躍推進

- 男女雇用機会均等法の履行確保や実効性確保のための検討
- 女性活躍推進法に基づく行動計画策定等の企業の取組の促進、女性活躍情報の見える化の徹底及び必要な見直しの検討
- 子育て中の女性等への就職支援

(2)-②  
(2) 若者の活躍促進

- 学校と連携した職場への円滑な移行・定着の支援
- 正社員就職を希望するフリーター等の支援
- 若年無業者等の職業的自立の支援

(2)-②  
(3) 高齢者の活躍促進

- 繼続雇用年齢等の引上げに向けた環境整備
- 生涯現役支援窓口の拡充等による再就職支援
- 地域の様々な機関の連携・シルバーパートナーシップによる支援による多様な就労機会の提供
- 高齢者の身体特性に応じた職場環境の整備

(2)-④  
(4) 障害者等の活躍促進

- 障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供を含めた、一人ひとりの状況に応じた就労環境の整備

(2)-②  
(5) 外国人材の受け入れ環境の整備

- 一定の専門性・技能を有する外国人材の円滑な受け入れに向けた仕組みの構築
- 労働関係法令の遵守、適正な労働条件の確保はじめとした外国人労働者の雇用管理の改善
- 高度外国人材の積極的な活用
- 外国人留学生の就職支援等

(6)  
様々な事情・困難を抱える人の活躍支援

- ひとり親家庭の親、生活保護受給者、刑務所出所者、ホームレス等の就労支援

## 4 育児・介護又は治療と仕事の両立支援

- (1)-②  
(2)-②  
育児や介護と仕事の両立支援

新 治療と仕事の両立支援

- 男性による育児休業等の取得や中小企業における取組の促進
- 企業における雇用環境改善の促進等に加え、保健医療施策や福祉施策等との連携を含めた総合的かつ横断的な対策の実施
- がん診療連携拠点病院等と連携した就職支援

## 5 人的資本の質の向上と職業能力評価の充実

- (1)  
リカレント教育等による人材育成の推進

- リカレント教育の充実
- 企業内の人材育成の支援、キャリアコンサルティングの普及
- 労働者の主体的なキャリア形成支援
- 公的職業訓練の適切な実施

- (2)  
職業能力評価の充実

- 技能検定をはじめとした職業能力評価のものさしの整備
- ジョブ・カードの活用促進

## 6 転職・再就職支援、職業紹介等に関する施策の充実

(1)  
成長分野等への労働移動の支援

- 転職指针を活用した中途採用拡大の機運の醸成、助成金を活用した企業の支援
- 産業雇用安定センターによる出向・移籍の支援

(2)  
職場情報・職業情報の見える化

- 企業の職場情報をワンストップで閲覧できるサイトによる見える化の促進
- 職業情報提供サイトの構築

(3)  
求人・求職情報の効果的な提供及び地域の雇用機会の確保

- インターネットサービスの充実による求人・求職情報の効果的な提供
- 地域の実情に応じた雇用対策の推進
- 被災地域における支援

## 7 働き方改革の円滑な実施に向けた取組

新 地方公共団体、中小企業者団体、労働者団体等を構成員とする協議会その他の連携体制の整備

## 第三章 労働者が能力を有効に発揮できるようにすることに関するその他の重要な事項

- 1 商慣行の見直しや取引環境の改善など下請取引対策の強化

- 著しく短い期限の設定及び発注内容の頻繁な変更を行わない等、事業者の取引上必要な配慮の商慣行への浸透
- 下請法等違反が疑われる事案の公正取引委員会・中小企業庁への通報制度の強化

2 労働条件の改善に向けた生産性の向上支援

- 生産性向上に向けた中小企業等の設備投資等に対する支援
- 働き方改革推進支援センターにおける商工会・商工会議所・中小企業団体中央会等の経営支援機関と連携した丁寧な相談・支援の実施

3 学校段階における職業意識の啓発、労働関係法令等に関する教育の推進

- 職場見学やセミナー、インターンシップ等の職業意識啓発等の取組の推進
- 労働関係法令や社会保障制度に関する教育の推進

関係機関と連携し、市として特に周知・啓発等に取り組む項目